大阪府子ども施策審議会

令和元年度第1回社会的養育体制整備計画策定部会

日　時：令和元年９月２６日（木）

午前10時～12時

場　所：大阪府庁新別館１階 防災スペース３

　〇出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　　荒井 惠一

大阪府立大学 地域保健学域　教育福祉学類　教授　　　　　　　 伊藤　嘉余子

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　　伊山 喜二

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター　共同研究員　 岡本 正子

交野市健やか部子育て支援課長　　　　　　　　　　　　　　　 菅　和美

田尻町民生部こども課長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 木本　豊信

東京通信大学　人間福祉学部　教授　　　　 才村　純

大阪府里親会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 鷺島　実

Children's Views & Voices 副代表 　　　　　　　　　　 中村　みどり

大阪弁護士会　子どもの権利委員会　弁護士　　　　　　　 中村　善彦

大阪大谷大学 人間社会学部　教授　　　　　　　　　　　　　　 農野 寛治

＜事務局＞

ただいまから令和元年度第1回大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本部会にご出席いただきありがとうございます。会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしている資料に不足等ございますでしょうか。では、ただいまから会議に入らせていただきます。

本部会につきましては、昨年度まで、二つのワーキンググループにわかれておりましたが、今年度は一つの部会の中でご議論いただくこととなります。本会議につきまして、大阪府子ども施策審議会運営要綱第5章第二項の規定により、部会の運営は審議会に準じて行う旨規定されております。同審議会条例第6条第二項にて委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は全員のご出席となりますので会議が有効に成立しておりますことをここにご報告いたします。また、本会議については、社会的養育体制整備計画策定部会運営要綱第9条に基づき公開にて開催致しますことをあわせてご報告いたします。事務局については家庭支援課長をはじめ家庭支援課職員および各子ども家庭センター所長が出席しております。ご紹介は配席図の配布に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本部会の部会長につきましては、大阪府子ども施策審議会条例第2条第三項により、昨年度に引き続き農野委員にお願いいたします。また部会長代理については農野部会長よりご指名いただいておりますので、子供家庭相談支援体制全体について造詣の深い才村委員に今年度もお願いしたいと思います。では、以降の審議につきましては、農野部会長にお願いいたします。

＜部会長＞

皆さんお忙しいところ、お集まりくださいましてありがとうございます。先ほどお話がございましたが、これまで二つの部会も分かれて審議してまいりましたけれども、それまでの議論をもとに今回から一般化し、本格的に計画策定に向けて議論していくことになります。全ての子どもたちがたくさんの人たちに見守られながら幸せな暮らしを実現できるように、皆様方のお知恵を拝借したいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。それでは早速、議事に入らせていただこうと思いますが、事務局から説明ありました通り、運営要綱の第9条に基づき、本部会につきましては公開とさせていただきます。また議事の概要につきましての会議同終了速やかに事務局さんで作成していただき、発言者のお名前を伏せた上で、ホームページ等で公表させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。なお本部会は公開とさせていただきましたけれども、保護を必要とする子供の安全確保のため、各施設の所在地を特定させる等の状況のご発信は控えていただきますようよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事進行ですが五つの点がございまして、まず計画策定までのスケジュール、第2次大阪府社会的養護体制整備計画の達成状況等について、里親等委託率の目標値設定に向けた考え方について、グループインタビュー、子どもさんたちのインタビューの実施について、そして昨年度の議論のまとめについてという形になっております。できましたら、昨年度の議論のまとめについて、少し時間をとりながら進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

議題の1、計画策定までのスケジュールについて事務局よりご説明いたします。お手元の資料1、大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会　今後のスケジュールをご覧ください。本計画につきましては、国より今年度中の策定が求められております。年度内の策定に向けて、資料記載のスケジュールで進めていく予定としております。まず、本日の第1回部会において、前計画である第二次大阪府社会的養護体制整備計画の達成状況等について、里親等委託率の目標設定に向けた考え方について、及び昨年度の議論のまとめを行います。第２回は年内の実施を予定しており、今回ご議論いただく里親等委託率の目標設定に向けた考え方を踏まえ、里親等委託率の目標値を固める予定です。また、その際に、第3次大阪府社会的養育体制整備計画の素案を委員の皆様方にお示しし、ご意見を承る予定としております。第2回部会の内容を受け、年明け1月から2月に第3回部会の開催を予定しております。この際、前回のご意見を踏まえ作成した第三次大阪府社会的養育体制整備計画案をお示しし、そこでも皆様方からご意見をいただいた上で案の取りまとめをしてまいりたいと思います。本案につきまして約1ヶ月間のパブリックコメントを経て、最終の計画の取りまとめを行います。パブリックコメントで多数の意見をいただいた場合や、その他委員の先生がたにお諮りする必要がある計画案の修正等が出て参りましたら、第４回の部会を3月中に開催しその上で、計画の策定と進めてまいりたいと思っております。

なお、国が示す本計画の策定要領には、児童心理治療施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設等については記載がありませんが、大阪府においては、これらの施設についても計画に盛り込むこととしておりますので、記載内容については事務局の方で個別に調整させていただいた上で第２回部会において素案の形で入れ込みまして、皆様方にお示しするように進めてまいりたいと思っております。年度末の策定まで、先生方に本部会にご出席いただき、様々ご意見いただきたく存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

＜部会長＞

事務局の説明についてご意見ないようですので、事務局提示のスケジュールで進めてまいりたいと思います。では議題の二番目、第二次大阪府社会的養育体制整備計画の達成状況等について、こちらの方も事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

資料2をご覧ください。大阪府の社会的養護につきましては、今現在、第二次大阪府社会的養護体制整備計画に基づきまして、取組みも進めております。本計画には様々な数値目標、それから具体的な取組みが取りまとめられておりますが、それらの進捗状況についてご報告します。

まず資料2の①、数値目標をご覧ください。前計画では、里親、ファミリーホームに関する目標、それから乳児院、児童養護施設に関する目標というところで大きく目標数値が設定されております。里親・ファミリーホームについては、まず里親委託率を達成していくための必要な里親委託の児童数、それらを受けていただく受け皿としての養育里親数、専門里親家庭数、それからファミリーホームそれぞれに数値目標の方が設定されております。

施設につきましては、乳児院、それから児童養護施設につきまして、施設内の小規模グループケア、それからグループホーム、いわゆる一軒家等を借りた地域小規模児童養護施設ですが、それらの設置の箇所数ということで、平成27年度から平成31年度末までの5ヶ年の目標数字が掲げられております。現在、最新の実績ということであと1年残しておりますが、平成30年度末の実績を表の右側に記載しております。里親・ファミリーホームにつきましては、目標委託率16％に対し11.6％。委託児童数については236名に対し161人。養育里親専門里親とファミリーホームについては、それぞれ157家庭、12ヶ所となっております。乳児院、児童養護施設につきましては施設内小規模グループケア及びグループホームの目標数ですが、乳児院については現在が10ヶ所。児童養護施設については、小規模グループケアが59ヶ所、グループホームが34ヶ所となっております。これらの数値を含めました評価ですが、まず里親・ファミリーホームについては里親の登録数、委託児童数は里親委託率と目標を掲げており、第二次計画策定時から数値の方は着実に上昇しておりますが、平成31年度末までに掲げた目標についてはなかなか達成が困難な状況となっております。これら里親委託率等を上昇させていくための取組みとしては、里親登録数を拡大していくということ。それから里親の専門性を向上していくということ。里親と里子のマッチングの促進、こういったことを総合的に推進する必要があるということとあわせ、やはりその不調を防止していく取組みが非常に重要になってくると思っております。したがって、その里親子の継続的で安定した関係構築を目指し、今後はその里親家庭の支援体制の充実というところがより一層重要になると分析しており、現在これらを包括的に支援しますフォスタリング機関、広域的に対応していただきますＡ型のフォスタリング機関と地域レベルで取り組んでいただきますＢ型フォスタリング機関、これらＡ型Ｂ型の取組み・整備を進めていくところが喫緊の課題であると認識しております。とりわけこのＡ型Ｂ型については、役割分担が不明確なところもあるため、役割分担を早急に整理しながら里親支援の知識、スキル、ノウハウといったところを子ども家庭センターから確実に伝え、フォスタリング機関の取組みを強化していく必要があると考えております。

施設につきましては、これまで小規模グループケア、それからグループホームの取組みを各施設の方で取り組んでいただき、目標にかなり近しい達成状況となっております。一方、取組みが進むなか、地域小規模、小規模の中で少ない子どもをできるだけ手厚くというところが目的であるんですが、ケアの専門的、ケアニーズの高い子どもが増えてきていることや、小規模かつ地域分散化を進めていくことによる施設職員の負担の増大、そういうことも踏まえた人材の確保、育成の必要性、あるいは夜間体制を確保していくことの難しさといった課題が表出してきているとお聞きしております。新ビジョンにより、今まで以上の小規模化、地域分散化が求められるとともに、高機能化や多機能化、機能転換ということも言われており、とりわけ里親支援についても重要な役割が期待されているところです。こういったことも踏まえ、施設についても引き続き取組みを進めてゆく必要があると考えております。

これらについて、里親や施設の目標値の達成状況と我々の評価ということでご報告しております。2ページ以降については、この計画の中に掲げる施設種別ごとの社会的養護計画となっていますので、里親や乳児院、児童養護施設始め、様々な施設種別ごとの取組みの目標とそれを達成していくための具体的な取組み。ページで言いますと、8ページ以降が社会的養護に共通する機能の強化に関する取組み目標ということで、人材確保や専門的ケア、自立支援、それから家庭支援、地域支援、子供の権利擁護といった部分について計画の中で掲げる目標、またそれらを達成するための具体的な取組みを整理しています。それぞれの表に現在の取組み状況を踏ま○×をつけていますが、これは今回計画を見直す上で今現在の取組みを継続、または内容変更し取り組んでいくものについては「○」、実際には取組みが終了しているものは「×」として整理しています。基本的に取組みは継続と考えておりますが、例えば5ページ6ページ、子どもライフサポートセンターなど大阪府立の施設については、今後のあり方検討にすでに着手、あるいは検討済ですので、そういった部分については今回「×」として整理しています。

前回の計画の一つの反省点でもありますが、大きい取組みから小さい取組みまでばらつきがあったり、重複しているもの等もあります。今回計画を策定するに当たりましては、施策全体の体系が分かりやすくなるよう整理する必要があると思いますので、今後計画をお示しするときに、計画全体の施策体系も併せてお示ししたいと考えております。

＜部会長＞

色々ときちんと課題も検討いただいており、特に里親に関して若干まだ課題がある。また施設に関しても、様々課題があるということが浮かび上がっております。それでは、次に里親等委託率の目標値設定に向けた考え方について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

それではお手元の資料3をご覧ください。先ほど資料2で里親委託率に少し触れさせていただきましたが、これから第三次の計画を策定していくに当たり、この里親等委託率の目標値をどのように設定していくかが、我々の大きな課題であると認識しております。これらについて、昨年度から各ワーキングで検討を進めておりますが、今現在の到達点、それから今後里親委託率を設定していくに当たり、どういう考え方を採るのかご説明をしたいと思います。

まず1ページ、大阪府社会的養護の状況について。大阪府の社会的養護については、特に乳児院・児童養護施設といった施設、それから里親・ファミリーホームを合わせ、現在社会的養護のもとにいる児童数は平成30年度末時点1,383名となっております。里親については、161名、11.6％が里親委託となっており、大阪府においては、これまでの社会養護体制は施設がその中心を担ってきたというところがあります。もともと、平成27年度策定の第二次大阪府社会的養護体制整備計画を策定したときには、国は社会的養護の課題と将来像という考え方を示しており、そのなかで施設についてはできるだけユニット化、地域分散化を進めていくことで、できる限り家庭的な雰囲気に近づけていき、里親を増やしていく。こういった取組みを進めていくことにより、里親、それから、小規模化されたグループホーム、いわゆる施設、それから大規模な本体施設、これらの割合が2029年度末までに、おおむね1対1対1となるようにしていくというのが国の考え方でした。当時我々の計画としては、直ちに1対1対1が難しいことから、1対1対2の考え方で目標を設定しています。具体的には2ページの一番下の表の方をご覧いただきたいのですが、前計画においては、1対1対２を目標とした場合の委託率になりますが、2029年度の里親委託率の目標値を28％と設定しています。それに対する現状ですが、2019年度16％を目指すところ、達成状況が11.6％となっています。

続いて3ページですが、今回国の考え方が大きく変わり、この課題と将来像について大きく見直しされています。その経過については、平成28年4月の児童福祉法の改正が最も大きなきっかけであり、子どもが権利の主体であるということ。代替養育についても、家庭養育優先原則が定められ、今まで施設と里親は並列関係と捉えられていたところ、まずは保護者を支援し、実親の元で過ごすことが難しい場合に里親・ファミリーホームでの支援。それも難しい、専門的なケアを要する子どもについては施設でのケアといった形で、優先順位をつけ代替養育を考えていくという理念が盛り込まれました。こういった法改正の理念を具体化していくため、誰がいつまでに何をしていくのかといった具体的な工程を整理したものが新しい社会的養育ビジョンであり、これらの実現に向け、都道府県においても計画の策定や見直しの必要があるということで、本来平成30年度中に計画を見直すこととされていました。ただ、ビジョンの中で掲げられた目標値について様々な議論があり、結果として計画の見直しは令和元年度末まで延期され、具体的な計画の見直しについても国から示された策定要領に沿った形で見直しを図っていくとされています。ですので、今回の計画につきましては国の策定要領も踏まえながら、里親委託の推進に向けた取組み、それから児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、さらには高機能化、多機能化、機能転換といった部分について計画に盛り込んでいく必要があり、現在検討を進めております。

4ページからが里親委託率の考え方ですが、ビジョンで掲げられる国の目標値は、0歳から2歳については75％、3歳から5歳も75％、学童期以降は50％となっています。それに対し、大阪府、大阪市堺市、全国の実績を記載しております。大阪府が11.6％。全国が19.7％になっておりますが、全国と比べ低い実績にとどまっているのが現状です。この11.6％を平成30年の1月1日時点の入所者で各年齢の層に分けると、０歳から2歳が24％、3歳から5歳が9％、6歳から18歳が8％となります。こういった現状も踏まえながら、国はビジョンの目標数値を念頭に置きつつ、地域の実情に応じ目標数値を設定することとされています。ただ、国からは算式が示されており、算式に当てはめた数値を明らかにした上で、目標数値を設定するよう言われています。これについて大阪府では、一定の時点で施設に入っている子ども、あるいは里親委託されている子どもの状態を評価した上で、十分に里親の数が確保されている、保護者の同意も取れるといった前提で、子どもたちがどこに措置されるのが望ましいかという調査を行い、国の算式に当てはめて大阪府の望ましい数値というところを昨年度算出しています。国の算式から導いた望ましい里親委託率は、0歳から2歳が72.3％、3歳から5歳が53.4％、6歳から17歳が48％となります。6ページには、目標を達成するために具体的に何人の子どもを委託できる体制を整える必要があるかを記載しています。2029年、令和11年度の数値が729となっているのが、今回算式で算出した数値を達成するための望ましい委託数。その下に415とあるのが、第二次計画で目指す28％という数値を達成するために必要な子どもの委託数です。ですので、今回計画を見直すにあたり、415と定めていた目標値をどこまで729に近づけていくかが大きな課題と考えています。ここまでが、昨年度の２つのワーキングの中で検討してきた里親についての到達点となっております。これから、我々里親委託率の数値目標を設定していく必要がありますが、7ページの方をまずご覧ください。

大阪府におきましては、これまで養育里親の愛称の公募や、短期間の乳幼児を預かり育てる養育里親の募集など、そういった里親登録増やすための取組みを進めており、その結果、平成24年度から登録数は1.5倍と、数の大小はありますが、成果が少しずつ出ている状態になっております。国も家庭養育優先の理念、こういったところを踏まえながら、里親を推進するとしつつも、やはりその不調が生じるということは起きてはならないことと思っております。そういった不調リスクを防止していくためにも、里親支援体制を充実していくことをあわせて考えていかなければ、仮に一定期間里親委託率が伸びたとしても、そこからまた不調が生じて委託率が減少していくということが起こるリスクも考えられます。そういう我々の考え方の方向性としては、国との理念の共有もしつつ大阪府の実態を踏まえて目標の設定をしていきたいと考えております。そのためにも里親委託率の向上とあわせて、安定した里親子間の関係の継続に向け、里親支援体制の充実を一緒に考えていくという考え方で設定していきたいと思っております。そうしたとき、これから10年かけて、我々として何家庭の里親を支援していく体制が作れるかというところからまず考えるべきというふうに考えておりまして、国の方ではフォスタリング機関Ａ型とＢ型というのがございますけれども、これを何カ所設置することで何家庭の里親を見ていくことができるかというところからまず考え、委託率を検討していきたいと思っております。

本日の資料の最終ページ、9ページをご覧ください。今現在、関係機関と調整し、里親支援機関のＡ型、それからＢ型について設置を進めるよう取組みを進めているところでございます。里親支援機関Ａ型につきましては児童福祉法上、子ども家庭センターの業務として位置づけられているフォスタリング業務、里親のリクルートからアセスメント、登録前登録後、委託後における里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、里親養育の支援、こういった業務を委託することによりまして、管内広域的に取組みを進めていただきたいと思っております。具体的には、これから10年かけて40家庭の登録、支援体制の構築を目指していただきたいというふうに考えております。里親支援機関、Ｂ型については、各施設、乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員の配置し、所属施設の入所児童の里親委託の推進や所属施設の退所児童のアフターケア、あるいは地域支援としての里親支援といった役割を担っていただきながら、10年後までに20家庭の登録と支援体制をお願いしたいというふうに考えております。こういった里親支援機関、Ａ型、Ｂ型について、子ども家庭センターと伴走しつつ、大阪府域での取組みを進めていきたいと考えており、まずはこの里親支援機関Ａ型、Ｂ型それぞれに何カ所それを設置することができるかというところから、何家庭を見ていけるかというところを割り出し、次回の部会の方で最終的な里親委託率の案をお示ししたいと考えております。

＜委員＞

事務局の方にお伺いしますが、望ましい里親委託率、5ページですね。この望ましいという概念ですが、さっきのご説明の中で専門的な高度なケアニーズ、それを持つ子どもが増えている、という説明がありましたが、これは子ども自身のそういう難しいニーズも含まれていますか。それともそれは外した数ですか。

＜事務局＞

この国の算式ですけども具体に２つの算式が示されておりまして、１つは施設に入り何ヶ月が経過したとかという、入っている期間で機械的に振り分けていく方法。もう１つの算式２が、子どもの状態を見て、専門的なケアの必要性や、子どもの背景、どういった経験をされているか等そういうことも踏まえ個々のケースワーカーが見立てた上で、この子であれば里親が望ましい。あるいはやっぱり施設の専門的なケアを必要としている、そういうことを踏まえて色分けをしていき、その数値を積み上げております。

＜委員＞

いろんなその課題を抱えて、里親さんところではただちには難しいだろうという子どもはいると思いますが、そういった子どもさんもこの「望ましい」の中に入っているという。

＜事務局＞

そうですね。実際のところは、例えば保護者の同意がとれないとか、実際の里親の数が足りていないといった里親委託にたどり着けない要因というのがあり、そういった要因もとっぱらったうえで子どもの状態だけを見て、委託が望ましいかどうかというところで整理をしております。

＜委員＞

ということはそういった高度なケアニーズを抱えた子どもも含めて「望ましい」。ただ、その高度なケアニーズがあり、そこは施設でなければ難しいという場合は施設に振り分けられている。

＜事務局＞

はい、そうです。

＜委員＞

この里親委託を増やそうという点ですが、現実としまして未委託の里親もおりますけれども。その辺の、新しい人を開拓するっていうのももちろん大切ですが、せっかく登録しているのに未委託であるということについて、どのようにお考えだろうか聞きたいです。

＜事務局＞

里親への登録数を増やしていくとなると、やっぱりマッチングの問題もあり、おっしゃる通り未委託の里親の数が増えてくるということも予想されます。ただ、こういった社会的養護を必要としているニーズを考えますと、委託すべき子ども、措置すべき子どもの他に、一時保護とかショートステイといったニーズもございます。例えばショートステイにつきましては、いま児童養護施設もいっぱいになっている中で、なかなか施設で受け入れることが難しいという状況も聞いておりまして、短期間そういったショートステイの受け皿等になる経験をしていただくことによって、里親のスキルを高める経験を経てもらうことにより、マッチングしやすい環境を作っていくといったことも可能かなと思っております。未委託の里親については、今後どう対応していくかということもあわせ考えていきたいと思っています。

＜委員＞

いま未委託の里親さんのトレーニングの話も出ましたが、先ほどケアのニーズが高い子も含めて里親が望ましい、子どもとして算出をして目標値を立てているということで、未委託の里親さんのトレーニングと合わせて、いま養育里親として委託を受けている里親さんのスキルアップや、ケアニーズが高い子どもを安心してお願いできる専門里親さんをどう増やすかとか。いま活躍されている里親さんのスキルアップも、里親支援として委託率を上げていく上でとても大事だと思いますが、そのあたりはどのように計画をされているのか教えてください。

＜事務局＞

養育里親のスキルアップや専門性の向上、それから専門里親の確保も課題と考えております。里親を実際に支援する、包括的な支援体制を考えていく中で、里親の研修、それから施設のスキル・ノウハウを伝えていただくための研修、こういったところをフォスタリングＡ・Ｂで役割分担しながら進めていきたいと思っており、現在そのＡ型とＢ型の役割分担を考えております。その中で、それぞれ研修を担っていただきますが、どういうことができるかということもあわせて考えていきたいと思っております。

＜委員＞

里親支援機関のＡ型とＢ型の話で、特にこのＡ型は新しく作っていく経過にあると思いますが、子ども家庭センターが伴走というか並走すると記載されていますが、具体的にはどのような支援内容といいますか、イメージがありましたらお聞きしたいです。

＜事務局＞

どのように子ども家庭センターが並走していくのかについて、この間、Ａ型支援機関を始める際にかなり事前に相談をしまして、ある程度きちっとした研修プログラムを持ちスキルアップされてきた団体以外にも、例えば乳児院が新しくＡ型をされる場合などには、研修プログラムをだいたい3年ぐらいをかけて、こういった機能を段階的に要請していきましょうという形で事前相談させていただいています。特に里親ソーシャルワークをどのような形で支援機関の方々が進めていただくのが非常に肝ですので、このあたりを丁寧にさせていただき、児童相談所と契約を結び、支援員となる予定の職員に約1年間来ていただき、里親のケースワーカーと一緒に動き回りながら、ＯＪＴも含めての研修を行っているところです。

＜委員＞

質問ですが、大阪府において、ケアニーズのスケールの測定のベースはありますか。何をもってケアニーズが高いというのかが議論になっていたことが記憶にありまして。

＜事務局＞

いま資料をお示しすることはできないのですけども、実際に調査を行ったときに、各子どものニーズ調査表を使っており、その調査票の中で子どもの状態を細かく区分し、個別の把握をしております。

＜委員＞

「望ましい」ということにすごくこだわっていますが、要は児童福祉司の判断として里親委託が望ましい。しかも里親委託は可能である。だからこそケアニーズの話がありますが、いろんな程度がありますよね。だけどこの子は、ケアニーズはもちろんあるが、里親さんところで十分可能だろうといったケースは「望ましい」に含まれているということですよね。もちろん、もっと専門的な高度ケアニーズを持ちこの子は里親では難しい、これはやっぱり施設の方が望ましいという子は当然望ましいという中に入ってない。ということは、里親委託は望ましいし、里親委託が可能である子どもが、ほぼ国の目標値と同じぐらいですよね、パーセンテージで見ると。現実には乖離があるということは、結局その里親の確保が難しいということに尽きるということですよね。そう捉えていいでしょうか。

＜事務局＞

主たる原因として、里親の数が足りてないというところも一つあります。あとはやはり、その親の同意の点で、施設は良いけどなかなか里親は、というところも現実としてはあります。

＜委員＞

いま言われた線引きは、昔から議論があったような気がします。施設の例をとってみても、児童養護と児童心理と自立支援の線引きよりしっかりしたものを持っているかどうかは、問題の大きい少ないという線引きの、とにかく中身の形、それが線引きしても普通の里親でも良い子も居るだろうし。ケアニーズが高くても施設が良いとか悪いという問題でもないだろうし。

昔を振り返ったら、自立支援が良い、逆に児童養護は良いけど自立支援ではちょっとしんどいようなケースもあるだろうし、その辺の議論が一番あったように思うのですが。我々児童養護の現場は、しっかり現状を受け止めて、最善の努力をせねばいけない。でも個人的な意見というか、全体を見渡したときかなり里親さんに対することも連携しなければならない。いま、施設自身も連携というか、里親支援機関、施設自身のファミリーホームを考えていこうという動きがあるのも事実で、大分変わった。もう施設は否定されていて、定員もいま下げられないだけで本当は下げたいなというようなところ。こんな状態でどうしてやっていくのだということも、現実的にいっぱい出てきますし。まだそんな状態じゃないので、早くこの辺でそれぞれの施設が定員をどこまで下げられるのかということも示しながら、将来展望もありますし。

一時保護の専属の委託とか、そういう機能転換するにもある程度のことが見えてこないと取り組めないのが事実です。全てがこのビジョンを否定するとかではないですが、いま議論しているのは本体施設まで要らないというようなこと。地域分散化は大いに意味も分かるしやらねばならないですが、本体施設というのはスタートから否定されることになる。大変な子のケースは、地域分散化の中では良い養育ができないというケースを国に示したりしていますが。余談になりましたけれども、里親の位置づけ、里親の強化と変わってきているのは現実ですが、急ぎすぎて説明不足・議論不足でスタートしたので混乱しているのではという気もしてきましたけれども。

＜部会長＞

有難うございます。私の方からは質問ではなく、こういうことも考えなければならないのかなというぐらいの提案と思ってください。このいただいている資料の5ページ目ですが、大阪府の調査に基づく里親等委託率の数値目標の3歳から5歳が、国の目標と比べてちょっと乖離がある。0～2歳は今の目標に近いし、6～17歳もほぼ近いのに、なぜここが低いのか。もしかすると、3～5歳の子どもの課題があり、里親さんでは難しいということなのか。あるいはその家族、親の抱えている、そういう課題が深刻だから少ないのか、ですね。児童養護施設の入所状況を見ると、児童養護施設は0歳からというか、小さい頃からまんべんなく18歳ぐらいまで措置されている。児童心理治療施設は、小学校あたりから、児童自立は中学校ぐらいから増えている。つまり、あの流れを見ますと子どもの問題が深刻化する、その受け皿というか段階になっている状況なんですね。その中でこの3～5歳の子どもたちが少し低くでているのというのは何故かという素朴な疑問と、もしかするとこのくらいの年齢の子どもたちは、地域の中で保育所が一生懸命抱えているケースがあるのではないかという気がします。そう考えると、就学前のこういった3～5歳の子どもたちを地域の中でどう支えていくかということは、ものすごく大事。今回の社会的養育体制の整備に関しては、そういう地域での子育て支援、それから部会の中でも議論していただいたようなこともちょっと広い視野で見ながら、委託率を考えていかないといけないという気がしています。ざっくりですが、ある保育所で、やはりかなり精神的に厳しい親御さんがおられて、保育士さん、園で対応しておられるのですが、その親と向き合っているときに、その親に言ってはいけないこととか、そういうアドバイスをしっかりといただける方が欲しいという声がありました。保育所でそういう大変な親御さん抱えておられて、保育士さんがメンタルな部分、精神保健の部分で何かアドバイスをしていただける、そういう資源が必要ということを訴えておられたので、そのことも含め、その地域の中でどう支えていくかということも視野に入れなければならない気がするという感想です。他にございますか。そうしましたら4番目、グループインタビューの実施について事務局からご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

グループインタビューの実施について、お手元の資料4をご覧ください。本計画の策定にあたり、国が示す要領においては、社会的養護の当事者の方から意見を聞き、計画の内容に反映させることとされています。大阪府においては、当事者からの意見聴取の方法として、昨年度のワーキンググループにおける議論を踏まえ、子どもたちに対してはグループインタビューの形式で意見を聞き取ることとしています。まずインタビュー実施の目的ですが、資料に記載しております通り、行政や支援者では気づきにくい当事者だから感じる社会的養護の課題や改善点を抽出することとしております。新しい社会的養育ビジョンにおいて柱となるのは子どもの権利を守ることと家庭的養育を推進することであるため、こうした点について、当事者である子どもたちがどのように感じているのかを聞き取りたいと考えております。

方法としましては、子どもの属性ごとに６つのグループに整理し、各グループのだいたい5名から6名程度の児童を対象にインタビューを実施することとしております。この６つのグループですが、一つ目は、児童養護施設の本体、大舎で生活しているグループ。二つ目が、児童養護施設の地域小規模グループケアで生活しているグループ。三つ目が、児童心理治療施設で生活しているグループ。四つ目が、児童自立支援施設で生活しているグループ。五つ目が、母子生活支援施設で生活しているグループ。六つ目が里親委託のグループ。以上の６つとなります。対象者に対し、インタビュアー1名が質問し、対象者に自由に発言を求めるという形で進めたいと思います。なお、このインタビュアーについては、伊藤委員にお願いしたく、伊藤委員からもご内諾をいただいておりますので、この場を借りてご報告させていただきます。また実際にグループインタビューの場では発言しにくいこと、その場では言えなかったこと、後から思い出して「言えばよかった」と思う場合も考えられますので、参加者を対象に後日アンケート調査を実施することとし、意見聴取のフォローとすることとしております。次ページにつきましては、対象者を整理した資料です。現在、各施設にご協力をいただき、対象者のリストアップ等の調整を進めておりますが、措置解除後の子どもたちを複数名集めることが困難であることから、現時点では現在入所中の子供を中心としたインタビューとなる見込みとなっております。また施設やそこで生活している子どもたちの性質上、グループで意見を交わすことが難しいと判断される場合においては、個別インタビューでの実施となりますのでその点ご了承いただきたく存じます。

資料3ページ目ですが、具体的にどのような質問をするのかの項目を記載しております。昨年度の議論を踏まえ、入所時、措置中、退所前の自立支援、退所後という時間軸を据え、人間関係や学校施設等の環境社会との関わりなどの項目について質問し、子どもたちの思いや考えを聞き取りたいと思います。里親委託されている子どもや児童自立支援施設につきましては、生活環境が他の施設とは少し異なることもありますので、質問項目については今後も伊藤先生と相談させていただきながら引き続き整理させていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

＜委員＞

別の自治体で、いま施設で生活している子どもたちに向けてアンケート、今回の計画策定に関するインタビューをしました。資料としても全然出していませんが、そもそも社会的養育のあり方、都道府県推進計画の質問項目の意見を伺うとしています。その中で、日々の生活の項目も入っていますが、子どもたちの声を反映させるにあたり、皆さんがしっかり考えていただいた質問項目を否定するわけでは決してないのですが、これにプラスして、そもそもの小規模化や里親委託についても、子どもたちの意見をしっかり聞き取るのはどうかというのが提案というかアイディアです。児童相談所改革やアドボカシー、施設や里親家庭を出た後の自立支援といった項目について意見を聞くのは結構難しいのではと言われましたが、小学生でもしっかり答えてくれていました。今回、中高生を対象にしているということなので、もう少しいろいろな意見が出されて、小規模化や里親家庭の委託率を上げることに対し、子ども達はどう考えているのかということも今回のインタビューで入れて、その内容を今回の計画に盛り込むとより良いのではないかと思っています。あと、先生や学校の友達などへの不満もいっぱい出てきたという私の経験則もあり、これは言っていいよとか、これは言って欲しくないとか公にして欲しくないみたいなことが、結構ないまぜになって子どもたちが話してくれることの整理を、気をつけてしていただければ。最後ですが、まとめて出した後に子どもたちにフィードバックをしていただけたらなと思います。聞きっぱなしにしないというのがとても大切かなと思っていますので、こうまとまったよというのを、何かしらの形で、インタビューに協力していただいた方にきっちりお返しいただければ有難いですし嬉しいなと思います。

＜委員＞

時系列別のところで、アドミッションケアで入所時がありますが、子どもが社会的養護に入るにあたりなぜそうなったのかをどのように受けとめているのかについて、可能であれば聞いていただきたい。ただ、本人にとってしんどいところを突きつける部分でもあるので、質問の仕方は配慮が必要と思いますが。施設の第三委員をするなかでよく言われるのが、自分がなぜここにいるのかよく分かってないということ。また未成年後見人をしていて、すでに自立している子たちもいますが、社会的養護に入ったプロセスについてそれなりに理解している子と、そこを受け止めきれてないという子で、その後の施設での定着や自立後の状況に大きく影響していると思うこともあります。これら十分配慮のうえ、質問いただければ有難いです。

＜委員＞

最初のご指摘について、時系列に沿って質問する中で、例えば一時保護のときのことや、児相や児相のワーカーさんに対する感想とか意見みたいなものを、計画に関係するところに沿って質問する予定ですが、改めてその部分を意識して聞き取りをしたいなと思います。あと子どもへのフィードバックについても、しっかりやっていきたいと思います。

補足として、一応グループインタビューを予定していますが、実際に色んなことを想定したときグループだと意見が言えないとか、子ども同士で〇〇ちゃんがさっきこう言ってたということで、その子が今後の施設生活の中で不利になったりすることがないようにしないといけない。そうした可能性がある場合は個別インタビューの方がいいでしょうから、施設から個別でとリクエストが来る場合は個別対応として、全部をグループインタビューで実施する訳ではないということを補足しておきたいと思います。あと、アンケート調査と書いてありますが、インタビュー調査でまんべんなくいろんな子どもの意見を聞けるわけではないので、インタビューで出てきた意見が府の社会的養護の子ども全体の声なのか、もしくはその施設又は子ども特有の課題なのかという、普遍性・一般性を見るという意味で、アンケートという形で子供の声をまとめていくという段取りになろうかと思います。

＜委員＞

先ほど発言されたお二人の委員のご意見に全面的に賛成です。ずばりこういう施策について、どう考えるのか。やはり調査に協力してもらった人たちへのフィードバックはぜひお願いしたいと思います。それともう1点は、いま入所している子どもへのインタビューというところで、なかなか言えない面がありますよね。今お世話になっているとか、ひょっとして先生に知れたらまずいとかいろんな思惑があり言いにくい面もあるので、だからこそ入所している子どもへのインタビューは大事なのでぜひお願いします。一方で、施設を出て何年か経過しているＯＢに対しインタビューすることは考えられないでしょうか。時間が経ち振り返って初めて見える、気付くこともあるのでは。そのあたりはどうでしょうか。

＜事務局＞

ご指摘の通り、少し時間が経った方が自分の経験を客観視しコメントできるということは事実としてあると思います。当初はそうしたところも捉えようとインタビューを企画しましたが、関係機関と調整している中で、実現がなかなか難しいという部分もあり、今の案となったところです。この点どういう対応するかは、インタビュアーと相談させていただきたいと思います。

＜委員＞

退所者については、何年か前に大阪府がアンケート調査を実施しており、そのときもお手伝いさせていただきました。その退所者調査の結果が先行調査としてあるので、その結果といま入所中の子どもへの調査を比較するというのは、方法としてありかとも思います。今回、退所者を対象とした調査をするかについては事務局と調整したいと思いますが、一つ言えるのが退所後、回想法インタビューの一つの限界点としてどうしても過去のことは美化して語るということ、過去があったから今があるというふうに思わないと生きていけない、それも一つその当事者のストリングスでもありますがそういうふうに意味付けをする、ポジティブに意味付けしいま生きているところも強みではありますが。それはそれとして貴重な意見として、退所者の調査結果も踏まえつつ、今回はいまリアルにいる人がどう思っているのかを聞けたらと思います。

＜委員＞

施設側からの雰囲気として、最近はアンケート調査など、子どもの実際の声を聴くことが多くなりました。今までは職員・管理者も内容をチェックしましたが、子どもの意見表明も多くなり、今はオープンになっている。学生からの依頼も多く、施設としても周知徹底し職員にも協力を求めて実施してもらいますが、意見を聴くだけでフィードバックがない、施設には見せられないということも多い。子どもに意見を聞くと不平不満は多く出ると思いますが、施設としても参考にして意見を取り入れたい。真の意見がどれだけ聞き取れるかは、工夫だと思います。

＜委員＞

ＯＢの声を聞くことについて、過去の経験を聞くというよりアフターケアについて聞くと良いのかなと思います。国もアフターケアを制度としてどう考えていくかという中で、最近自立支援の項目でアフターケアやサービスが増えていると思うので。今の大阪府のアフターケアサービスなど、実際にＯＢに意見を聞くのは、過去の経験を聞くよりはいいのかなと思いました。

＜委員＞

私も別に一人一人のＯＢに過去を聞くというつもりはないですね。やはり今の国の動向に対し、経験者としてどう考えるのかをアフターケアも含め聞いた方が、調査としても厚みも出るのでは。

＜部会長＞

インタビュアーを務めていただく委員には大変なお仕事をお願いすることになりますが、子どもの感性ってものすごく鋭いと思っていて、出会った大人を一瞬で捉えることができる。このグループワークの中では、ＳＳＴだったら、副リーダーとか、サブインタビュアーは必要ないですか。グループでいろんな子どもの話を聞きつつ1人で仕切るのは神経も頭も使うので、フォローするスタッフがいた方がいいか思いますので、事務局と相談いただければと思います。

＜委員＞

この夏、里親会研修のなかでアドボカシーの研修を行い、中高生のフリートークといいますか、アドボカシー研修後に講師4人お招きし、その方々が中高生の中に入り、ここだけの話という前置きをしてフリートークしました。実子、養育、養子の三種類の中高生が10人ぐらいで、こんな話はやめて遊びに行こうという意見も出たそうですが、リーダー的な発言をする子どもが仕切って、延長して話したそうです。やはりアドボカシー権利条約を聞いた後の子どもたちの反応は、インタビューとはまた違うものが出てくるのではと思いました。

＜部会長＞

では、次の議題に移ります。昨年度の議論のまとめとして参考資料があり、児童養護施設が対応すべき児童については大阪府社会福祉協議会児童施設部会の特別委員会から提出いただいています。時間の都合上、母子生活支援施設の活用についてのご提案を簡単にご説明いただけますか。

＜委員＞

参考資料1の母子生活支援施設の活用についての提案です。図1別添2には、根拠となる調査のデータを添付しているのですが、分量が多いため割愛しています。まず今回の社会的養育ビジョンの中で家庭養育の優先と、代替養育における家庭的養育の推進の二つが目標とし進められている中、家庭養育の優先においては母子生活支援施設の活用が有効と考えています。社会的養育推進計画の中に挙げられている、市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援の取組みというところで、我々が考えている中では、子育て支援、包括支援センターや市町村の子ども家庭総合支援拠点の普及、市町村の支援メニューの充実について、ショートステイ、トワイライトステイ事業と、母子生活支援施設の活用について、と示されています。母子生活支援施設と行政が協働連携することで、様々な課題を抱えたひとり親家庭等を支援できると思っています。しかし、母子生活支援施設の機能を活用し、幅広い利用者や課題に対して質の高い支援を展開していくに当たっては、施設の安定した経営が必要不可欠です。これらを鑑み母子生活支援施設と行政が協働連携して活用される機能の提案ですが、家族の再構築、産前産後妊婦の支援、地域の子育てへの支援の３つと、母子生活支援施設の活用に当たり、安定した経営と、母子が安心して地域で生活していくための提言として入所措置権限の緩和、暫定定員の緩和、加害男性の更生プログラムの義務化の３つの項目を示しております。

母子の関係再構築の支援に関し、例えば児童養護施設等にいる子どもを引き取り養育を目指すお母さんを施設が支えるなどの取組みを実践していますし、そのために他の児童養護施設等と協働する必要があると考えています。また、この親子関係再構築の生活の維持のため、子育てで感じるストレスに対しレスパイトの時間を取る際に、母子生活支援施設を利用できるのではと考えます。産前産後の支援についても、現実一時保護でお預かりしながら出産される方がおられるので、産前産後の支援にも取り組めると思います。また、地域の子育て支援、安心安全な家庭養育に向けた社会的養育体制作りについて、お母さんと子どもという一つの親子を同時に支援するノウハウが母子生活支援施設にはあるので、地域にノウハウを提供できるのではと思います。

また、母子生活支援施設は市町村が入所措置決定をされることから、なかなか措置に繋がらない、措置されても短期間で退所を促されることも現実としてあります。こうした事態を避けるため、児童相談所や女性相談所からも入所措置が出来るようにできないかと思います。もう一つ、暫定定員について、ある意味市町村との関係でもありますが、今全国でも今母子生活支援施設の35％ぐらいは暫定定員となっています。大阪でも8割ぐらいの入居率であり、施設の受入れ体制もありますが、市町村との入所にあたっての連携がうまくいっていないところもあると感じています。そのため、母子部会ではプロジェクトを立ち上げ、68ヶ所の市町村を訪問し、施設機能や利用内容などを説明しましたが、そうしなければ施設のことを理解いただけない自治体も多かったと感じています。また、児童養護施設等では一時保護の受入れが多いところは定員の暫定緩和と伺いましたが、母子生活支援施設に関しても多く一時保護を受け入れていることから、同様に暫定緩和を認めていただきたいと提案した次第です。

最後に、母子生活支援施設を活用される方の多くは、男性、夫もしくは内夫からの虐待を受けておられます。こうした加害男性に対する更生プログラムの義務化をお願いできればと思います。加害の男性から逃げないといけないという悲しい現実がついて回りますので、要望として付け加えしております。

＜部会長＞

それでは、事務局から昨年度の議論のまとめについて、ご説明をよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

資料５「昨年度の議論の整理」に沿い説明いたします。先ほど母子生活支援施設の活用についてご提案ありましたが、国の策定要領において、母子生活支援施設の活用促進が言われています。今回計画を策定する上で、母子が一緒に入所する唯一の施設という特徴を踏まえ、施設の位置付けをしっかり整理し、計画に反映したいと思います。さて、昨年度の議論の整理をお話ししたいと思いますが、委員の方々からできるだけ多くのご意見をいただきたいと思いますので、ポイントを絞って説明します。

まずは基本的事項の整理ということで、計画策定の背景や計画の位置付け、イメージ等を記載しております。ご覧いただきたいのが9ページです。昨年度1年間かけ、社会的養護のワーキング、それから子ども家庭支援体制のワーキングに分かれ、国の策定要領に添い議論を進めてきました。1回目は合同ワーキングの中で、計画の構成や基本理念、基本的方向性を整理しました。計画の構成は、まず第1章で、計画策定の背景や位置付け、計画期間等を整理し、第２章で第二次計画の現状について検証しています。第３章から計画の基本理念、基本的方向を整理し、子どもの身近なところから、第４章に市町村の家庭支援体制の構築、第５章に子ども家庭センター一時保護機能の拡充を記載しています。ここから社会的養護に入り、まず第6章に社会的養護の将来ビジョンとして、代替養育を必要としている子どもの今後について、数値上の推計をお示ししたいと思っております。第７章が社会的養護の各施設の取組みになり、里親及び特別養子縁組、次に施設の小規模地域分散化、高機能化多機能化、最後に社会的養育を担う各分野ということで、大きく三つに分けて記載しています。3つめは、児童心理治療施設や児童自立支援施設、母子生活支援施設、障がい児施設、自立援助ホーム、児童家庭センターなどの分野の各取組みについての整理です。それから全体を通じて、社会的養護の自立支援に向けた取組みを、第７章に盛り込みたいと思います。

各施設からお話を聞く中で、人材確保・育成が根本的かつ非常に大きな課題となっています。この部分につきましては、第8章で整理します。また、計画全般を通じ、当事者の権利擁護の取組みを第9章で整理する予定です。なお、本計画については政令市も策定が義務付けられていることから、大阪市、それから堺市のそれぞれの概要を第10章、第11章ということで整理し、全体の構成として考えています。11ページの基本理念については、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、全ての主体が子どもの最善の利益を追求し、あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、家庭のぬくもりの中で育ち、自立できる社会を実現していくといった基本理念を達成していくための、計画全体で何を推進するのかという大きな方向性として、市町村の子ども家庭支援体制の構築、子ども家庭センターの体制強化、一時保護機能の拡充、家庭における養育環境と同様の養育環境、できる限り良好な家庭的環境の推進、施設退所児童に対する自立支援の充実、子どもの権利擁護の充実、こういった部分をどう実現していくのか、具体的な取組みを整理していきたいと思います。

また前計画のときは、施策体系がうまく整理できていなかったことから、13ページにイメージを示していますが、基本理念、基本的方向を達成していくためどう具体的に取り組んでいくのかの体系を整理し、次回の部会でお示ししたいと思います。14ページ以降、各ワーキングで取り上げた内容について、国の策定要領の記載事項、及びそれらに対する府の取組みと、各ワーキングで出された意見を集約し取りまとめています。以上です。

＜委員＞

社会的養護の現場を預かる者として、子どものこと、施設運営面などのこともあるので、具体的な計画を早く示して欲しいと思います。また、地域分散化がありきの小規模を進めるにあたり、やはり本体は残さねばならない。児童養護の一番の課題は、国が示す4人4グループのユニットにすれば補助金出すというようなことですが、4×4の16人の本体という苦肉の案まで出ています。我々としては、地域分散化するには本体施設が必要であると言っています。地域のレスパイトにしろショートステイにしろ、センター機能のローテーションの職員配置を含め、その点議論いただきたい。小規模グループケアがいま直面しているのは、地域分散型の地域小規模が進んできた一方、取り組んでいないところもある。まず1か所取組みをと言っていますが、人の配置、職員数の問題がクリアできれば進むのではないかなと。夜間体制もそうですし、本体が安定しないとローテーションが非常に混乱しますし、施設長クラスが地域小規模に入ることもあると聞きます。ケアニーズの高い子どものケア、フォスタリングなど高機能化も大事だが、それ以前に、本体機能の存続も大切なことなのでお話させてもらいました。

＜部会長＞

今後の施設のあり方について部会でもいろいろ御意見ありましたが、やはり地域分散化は地域の実情の課題もあるかもしれませんし、一方で高機能化・多機能化、機能転換が求められる中、それぞれの施設が持つポテンシャルをどう開発していくか、地域の中でどのように貢献できるのかというあたりが、今後ますます問われるかと思います。また、今回自立援助ホームも含め各分野の取組みについて、一定まとめるのは非常に意味があると思っています。

＜委員＞

施設種別の中に、障がい児入所施設が入っているのはとても良いと思います。子どもを全体でしっかり見て、この計画を考えていることに感銘を受けました。先ほどの児童養護施設の小規模化・多機能化の部分と、一時保護改革について、施設の一時保護専用施設の整備があり、一応項目は別々と思いますが、今後の整備の進捗のようなところも計画に盛り込まれていくのでしょうか。あと、施設とどう連携するというか、整合性を持たせるのかが気になりました。

＜部会長＞

新しく作る仕組みは、どういう形で将来を見据えているのか。例えば市町村の子ども家庭支援体制ですが、母子生活支援施設の提言でもありましたが、包括的な支援を行うセンター、子育て世代包括支援センターは割と市町村で整備が進んでいますが、保健センターを中心に、子ども家庭総合支援拠点機能を持つような仕組みをどうするのか、まだ進んでいないあたりをどう整備していくのか。そのあたりいかがでしょうか。

＜事務局＞

まず、一時保護について、32ページに施設の小規模かつ地域分散化、それから高機能多機能化機能転換に向けた取組みという章立てをしています。いま現在一時保護専用所を設置しているのが、大阪府施設29ヶ所、うち児童養護施設が25ヶ所で乳児院が4ヶ所ですが、その中で1ヶ所のみという状態です。一時保護専用所については、機能転換の中でどれほど施設の方に検討いただけるかを調整する必要があるのと、国の要領で一時保護について大きく4点触れられており、そのうちの一つが、いわゆるその子どもの状態に応じ多様な一時保護の環境を用意していく。そのために公設の一時保護所、あるいは施設の一時保護所の確保などが求められており、この二つをあわせどう整理していくのかを検討したいと思います。

部会長から質問いただいた市町村の取組みですが、14ページ以降が市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組みです。これについて、国からは二つの拠点を設けるとされており、一つが母子保健の分野で、妊婦から産前産後まで支える子育て支援包括支援センターの設置であり、こちらは取組みが大分進んでいます。もう一つは、そういった層の中から福祉的なアプローチが必要なお母さん等について、福祉に繋げるための子ども家庭総合支援拠点の整備で、こちらはなかなか各市町村の取組みが進んでいないという実情です。市町村からヒアリングで聞き取った課題は、16ページに整理しております。この二つの拠点の役割分担が不明確であること、虐待の件数に合わせた人材の確保、あるいは配置基準・設備基準を満たすための支援が必要と認識しており、こういったことも含めて取組みを進めていく必要があると思っています。

＜部会長＞

特に子ども家庭総合支援拠点の整備に関しては、単独設置が困難な場合に広域的な設置に向けた調整ということもありますけども。

＜委員＞

本市においては、子育て世代包括支援センターが今年度初めから立ち上がり、その後、どう上手く役割分担を整理していくかをいま庁内で議論しており、また来年度の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け議論しているところです。16ページに記載されているような、いわゆる面接室の確保のようなハード面で難しいところについて、いかにうまく作り上げていくかというところも含めて議論しているところです。

＜委員＞

本町は、人口8,500人程度の非常に小さな町ということもあり、私を含め課員6名で日ごろ事務をしております。これまでも、保健センターの保健師一名を兼任で入ってもらい、15ページに記載あるような府の研修や補助金等のメニューを活用しながら、日頃事務を行っていますが、支援拠点の機能としては、最も小さい町ということもあり窓口対応等全てワンストップでできていたというところは自負しております。引き続き、府の協力等いただきながら設置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

＜部会長＞

有難うございます。基本的な方向性や計画骨子について、何かご意見ございますか。

＜委員＞

2点、感想です。市町村やフォスタリングでもそうですが、数値目標があり、こういう仕組みを作らないといけないという中で、やはり人材確保と育成がどこの分野でも追い付いていないという現状が非常に深刻ではないかと思います。第8章で、社会的養育を担う人材確保・育成に関する取組みがありますが、それ以外の分野においてもどう人を確保しどう育成・スキルアップしていくのかということを、しっかり具体的に計画に盛り込んでいく必要があるというのが１点。

2点目が、社会的養護についてですが、7章の3番のところで施設の高機能化・多機能化が謳われています。人材確保・育成とリンクしてくるのですが、そこで行われる支援や養育の質の部分をどう担保していくのか、何をすべきでどういう支援をしていくべきなのかというところをしっかり踏まえた上での多機能化・高機能化ではないかなと。そもそも里親だろうと児童養護施設だろうと、子どもに対し提供すべき養育や支援のレベル、質というか内容はどこか、それを踏まえた上での多機能化や高機能化と思います。そこができていないと、里親にケアニーズが高い子は委託できないとか、里親さんや施設でもばらつきがあれば、ケアニーズの高い子は施設、ケアニーズの高くない子は里親と一概に言えないというところも含めてしっかり議論をしていく必要があるのではないかと思います。

＜部会長＞

第8章の社会的養育を担う人材は、具体的にどういう人材なのか。また養育の質の担保をどこで考えなければならないのかというご指摘は心に響きました。社会的養育養護に関する施設は第三者評価が義務化されており、今後一時保護所もその中に入ってくる訳ですが、この養育の質の確保・向上といったあたりを、どこかで一定まとめる必要があるのかもしれないというご意見だったと思います。

＜委員＞

個人的にちょっと偏った意見になりますが、今回の計画でとても関心があるのがアフターケア、自立支援の部分と、子どもの権利擁護の取組みです。この二つは府がすでにたくさん取組みをされている。ただ今回、どう良いものにしていくか、そのために計画に何を盛り込んでいくかが重要と思っています。手元の資料には、いまこういく取組みをしているという記載はありますが、今ある制度、例えば意見箱とか子どもの権利ノートがちゃんとした権利擁護のシステムになっているのか、子どもたちのアクセスはどうかというようなことも、今取り組んでいる部分、今後ここは改善する、新たに取り組むということも盛り込めれば良いなと、必ず今回実行いただきたいという訳では決してないですが。すでに取り組んでいるという思いではないと思いますが、やはり今回の新たな都道府県推進計画では既存部分の見直しが重要かなと思いました。

＜委員＞

実際に現場を抱える現実がある。現場で起きる一部の事象を全体のものとして見られるのは、真面目に一生懸命取り組む職員もいるので、現場を理解してもらいたいと思っています。例えば権利侵害が起きたとして、何故発生したかの内容だけで終わるのではなく、職員のしんどさというのもあります。それはもちろん現場の責任ですが、そのあたりご理解いただきたいなと。

あと、子ども家庭センターとの連携はできていると思うので、成果もどんどん出していかないとと思っています。施設と里親との連携、いい雰囲気になってきているので、そうしたことも踏まえ、数だけの、義務的なことだけでの計画にはして欲しくないなと思います。

＜部会長＞

他にご意見いかがでしょうか。事務局はそれぞれのワーキングの議論をもとに検討いただいて、計画の骨子、そして基本的な理念を立てておられますが。特にご意見がなければ、このような形で進めさせていただくこととします。ただ、本日いくつかご意見がございましたので、それをまた事務局で考慮、検討いただきたいと思います。では、予定していた議題、案件は以上です。委員の皆さんはご意見いろいろ頂戴し有難うございました。議事進行を事務局にお返しします。

＜事務局＞

委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見をいただき有難うございました。今日いただいたご意見を踏まえ、これからの計画の執筆に入らせていただきます。年末を目途にもう一度部会を開催し、具体的な計画案をご提示する予定です。先ほど委員からのご発言もありましたように、行政計画を作っていくその趣旨としては、今の現在地に対し皆さんの共通認識をまず形にしていく。それも踏まえた上で、今後数年かけて何を目指していくのかといったところを形にしていくことに意味があると思います。様々な課題も踏まえつつ執筆していきますので、引き続きご協力よろしくお願いします。以上をもちまして、第1回の社会的養育体制整備計画策定部会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり有難うございました。